

令和4年度第2回
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時：2022年11月22日（火）午後7時開会
場 所：札幌医師会館 1階 大会議室

1. 開 会

○事務局（西村健康企画課長） 定刻前ではございますが、本日出席予定の方がお集まりになりましたので、ただいまから令和4年度第2回保健所運営協議会を開催いたします。

本日は、皆様、ありがとうございます。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております札幌市保健所健康企画課長の西村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、議事に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本協議会は、公開で開催することになっておりますので、傍聴席を設けております。また、議事録を札幌市公式ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願ひ申し上げます。

協議会委員につきましては、昨年度の協議会において委員改選を終えており、また、今年度におきましては、退任により新しい4名の委員にご就任をいただいております。対面での開催が3年ぶりとなるため、後ほど改めてご紹介をさせていただきます。

それでは初めに、本日の出席状況をご報告いたします。

本日は2名の委員の方から所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。したがって、委員14名中12名の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定により本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前にご郵送させていただいたものと同様になりますが、皆様から見て左側に次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、令和4年度事業概要を配置しております。そして、その右側に各議題の説明資料としてカラーで印刷された資料一式をお配りしております。

資料はおそろいでしょうか。

もし落丁などがありましたら会議途中でもお知らせいただければと思います。

それでは、開催に当たり、事務局の札幌市保健福祉局医務・健康衛生担当局長の館石より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○館石医務・健康衛生担当局長 皆様、おばんでございます。保健福祉局医務・健康衛生担当局長の館石と申します。保健所長を兼務しております。

皆様には、大変お忙しい中、また、1日のお仕事を終えてお疲れのところ、本協議会に出席していただき、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より市政全般にわたり様々なご支援とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

この協議会は、札幌市の条例に基づいて、附属機関として保健所の様々な事業について審議していただくものとして設置しております。昨年度、一昨年度においては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、やむを得ず書面開催という形を取らせていただいております。

ましたが、今年は、できればコロナと共存しながら、当たり前の生活を取り戻していこうという流れがありまして、このように対面で開催させていただき運びとなりました。

後ほど各部長から、七つの項目をピックアップし、ご説明申し上げることを予定しておりますので、委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただき、よりよい保健所運営のために生かしてまいりたいと考えております。

また、先ほど司会から紹介がありましたように、委員改選に伴いまして4名の新たな委員をお迎えしております。委員就任のご快諾をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

それでは、最後までどうかよろしくようお願い申し上げ、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局（西村健康企画課長） それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、委員の皆様を紹介させていただきます。

委員長、副委員長のご紹介の後、五十音順に皆様のお名前を順次申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

委員長の一般社団法人札幌市医師会会長の今真人様でございます。

副委員長の北海道大学大学院医学研究院公衆衛生学教室教授の玉腰暁子様でございます。続きまして、各委員のご紹介です。

札幌市食生活改善推進員協議会会長の市野美砂子様でございます。

東区連合町内会連絡協議会会長の岩谷隆司様でございます。

北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部札幌地区本部長の佐々木常男様です。

公益社団法人北海道看護協会会長の高橋久美子様でございます。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の田畑隆政様でございます。

札幌市小学校長会事務局次長の千葉一博様でございます。

札幌市PTA協議会副会長の辻本悟様でございます。

公益社団法人北海道栄養士会会長の中川幸恵様でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の西根由美子様でございます。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様でございます。

なお、本日ご欠席の委員をお名前だけご紹介いたします。

連合北海道札幌地区連合会副会長の菅原正志様です。

一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の廣川雄一様です。

続きまして、保健所職員を紹介いたします。

保健福祉局医務・健康衛生担当局長の館石でございます。

健康企画担当部長の中目でございます。

成人保健・歯科保健担当部長の秋野でございます。

医療政策担当部長の柴田でございます。

同じく医療政策担当部長の西條でございます。

感染症担当部長の山口でございます。

食の安全担当部長の八田でございます。

生活衛生担当部長の金綱でございます。

業務調整担当部長の西尾でございます。

ワクチン接種担当部長の井上でございます。

本日は、このほか、議題についての各関係課長が出席させていただいております。

それでは、議事に移りたいと存じますが、ここでマイクの使用方法について簡単にご説明させていただきます。

ご発言をいただく際には、机の前方にございますマイクのボタンを押していただき、発言が終わりましたら再びボタンを押してスイッチをお切りください。スイッチが入っている間はランプが赤色に点灯いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、札幌市保健所運営協議会条例の規定に従い、今委員長にお願いしたいと思っておりますが、併せてご挨拶もお願いできればと思っております。

それでは、今委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○今委員長 皆様、こんばんは。委員長を拝命しました今と申します。

今日、過去最多のコロナの患者数を記録したわけですが、そのような中、大変お疲れのところ、また、ご多忙のところ、ご参加をいただきまして、ありがとうございます。

札幌市保健所は、地域医療、公衆衛生に係る重要な役割を担っております。特に、今、新型コロナウイルス感染症対策を行っておりますが、全国に先駆けて構築した療養判定システムが全国的に高く評価されており、優秀な保健所として名を通していただいている素晴らしい団体だと思っております。附属機関である運営協議会としてはよりよい運営に寄与したいと考えております。

今回は、医療のみならず、教育関係、住民団体、福祉団体など、様々な分野から委員にご就任していただいておりますので、いろいろな視点からご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

お手元の次第に従いまして、令和4年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をお願いいたします。

なお、質疑応答は一通りの説明が終わってからとさせていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局（中目健康企画担当部長） 私からは、第4次札幌市食育推進計画の策定についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

まず初めに、計画の策定趣旨と位置づけについてです。

札幌市食育推進計画は、食育基本法の目的、基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられており、食育に関する基本的な事項について定めるものです。

計画の策定趣旨は、健康寿命の延伸や継続可能な食生活の推進を目指し、多様な関係機関等と連携した食育を計画的かつ効果的に推進することです。

計画の位置づけです。右側の水色の囲みに記載しております札幌市まちづくり戦略ビジョンですが、こちらは札幌市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を示した札幌市の最上位の総合計画であり、その下にある仮称アクションプラン2023は、第2次まちづくり戦略ビジョンの実現に向けた取組を取りまとめたもので、札幌市食育推進計画は戦略ビジョンの基本的な方針に沿って推進される個別計画として位置づけられており、その他の各関連の計画との整合性を保つこととしています。

続きまして、資料2ページの札幌市食育推進会議についてご説明いたします。

札幌市では、国の食育基本法に基づき、平成19年に札幌市食育推進会議条例を制定しております。この会議は、当該条例に基づき設置された附属機関で、学識経験者、食育関係団体の代表者、市民委員など、21人の委員で構成されており、札幌市の諮問を受け、食育推進計画の策定や効果的な食育推進に関する協議を行う役割を担っております。

最後に、策定スケジュールについてですが、令和3年度の第2回食育推進会議において第4次計画の策定について諮問し、令和4年度から令和5年度にかけて、3回の会議を開催し、計画についてご審議いただきます。また、答申書が手交された後、答申内容を踏まえ、市の関係課による調整会議等において計画案の策定作業を進めてまいります。その後、市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、令和5年秋頃に第4次札幌市食育推進計画を公表する予定です。

現在、約2,200人の市民を対象とした市民健康・栄養調査など、計画策定に係る関連調査を実施しているところです。

現行の第3次札幌市食育推進計画の取組成果及び調査分析結果等を、次期第4次計画に反映し策定したいと考えております。

○事務局（秋野成人保健・歯科保健担当部長） 私からは、資料の3ページの札幌市歯科口腔保健推進条例の概要についてご説明させていただきます。

本条例は、本年第2回定例市議会において可決され、6月に公布されたものです。歯科口腔保健推進条例は、全国的にも制定されておりました。現在、47都道府県中、46都道府県、20政令市中10の政令市で制定済みです。札幌市におきましても、議員提案条例として検討され、自民党、公明党、民主市民連合の3会派の提案により可決、成立いたしました。

まず、3ページの上のスライドをご覧ください。

口腔の健康に関する札幌市の現状と課題、条例制定の前提です。

乳幼児期、学齢期の課題です。子どもの虫歯については徐々に減少傾向ですが、地域格差がありまして、札幌市の状況としては、政令市の中では2番目に虫歯が多いとなっております。

続いて、成人期、高齢期の課題ですが、80歳で20本以上の歯を残そうという8020運動の成果もあり、高齢者の歯はかなり残るようになってきております。一方、高齢者の歯周病、虫歯がかなり増えてきております。

続いて、障がい者、要介護高齢者の課題です。障がいのある方は自ら口腔の管理をするのが難しい状況がございまして、健常な方に比べますと虫歯や歯周病が3倍から4倍多いという状況があります。

こうしたことを踏まえまして、下のスライドになりますが、この条例の目指す目的として、まず、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的、計画的に推進していき、最終目的としては、市民の健康寿命の延伸、また、健康格差の縮小を図ることとしております。

4ページをご覧ください。

上段のスライドにある条例の内容です。

上の枠ですが、全般的な施策としては、市民に対する歯科口腔保健に関する知識、障がい疾患の予防に向けた普及啓発、定期的な歯科健診、必要に応じた歯科保健指導の受診勧奨を行います。また、歯科口腔保健に関する調査研究や情報提供を行うこととされております。

また、ライフスタイルに応じた施策について、幾つかかいつまんでご説明いたします。

妊娠中の歯科口腔保健を通じた母体の健康保持及び胎児の健全な発育です。それから、先ほどの課題にもありましたが、障がいのある方、要介護高齢者など、特別な配慮を要する方々への定期的な歯科健診、歯科保健指導、歯科医療受診の支援を行います。さらに、災害時における口腔の衛生確保による健康被害の予防です。これまで、大規模災害のとき、要介護高齢者が避難所で誤嚥性肺炎等により亡くなってしまうといったことの反省から、避難所における口腔衛生管理の充実が盛り込まれております。

続いて、4ページ下段のスライドですが、個別の目的、状況に応じた施策です。様々な取組が盛り込まれておりますが、まず、歯科口腔保健の観点からの糖尿病、がん、その他疾病及び喫煙対策の推進です。糖尿病やがん、喫煙と歯科疾患、歯周病との関連が指摘されておりまして、こういった対策をしっかりと位置づけたということです。

また、児童虐待の早期発見と予防です。ネグレクト等の児童虐待により虫歯が非常に多いお子さんがおりますが、歯科医療機関等で発見された場合、児童相談所等との連携をしっかりと行うということです。

そして、地域包括ケアシステムにおける関係者の連携強化と在宅歯科医療の充実、オーラルフレイル、誤嚥性肺炎等の予防、介護予防に向けた口腔機能の向上、スポーツに伴うけがの予防、競技力の向上のための歯科医学的根拠に基づく取組の普及です。ご承知のと

おり、札幌市におきましては、冬季オリンピック・パラリンピックを目指しておりますけれども、スポーツ歯科としての適切なマウスピースは、けがの予防、あるいは、競技力の向上が図れるということが分かってきておりますので、こういった取組も行っていこうということです。

最後に、科学的根拠に基づくフッ化物応用等による虫歯予防についても推進していくということが盛り込まれております。

本条例ですが、施行日は令和5年1月1日です。この後、条例の中に会議の設置が盛り込まれておりまして、歯科口腔保健推進会議を来年初めに設置し、この会議の中で次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の策定を行う予定です。条例の審議に当たっては、本条例の趣旨を十分に反映した内容で計画を策定してまいりたいと考えております。

○事務局（柴田医療政策担当部長） 救急医療体制の見直し検討に係る中間提言についてご報告いたします。

11ページをご覧ください。

(1)の概要です。さっぽろ医療計画の策定についてお示ししております。

医療法では、都道府県に医療計画の策定を義務づけておりますが、札幌市では独自に策定しておりまして、今期は3期目の策定を予定しております。

2の医療計画の検討体制ですが、この協議会にさきの書面会議にて策定に係る諮問をさせていただきます。

そのスケジュールについてです。黄色の帯が本協議会で、その下に2024さっぽろ医療計画策定委員会を置き、12月下旬から開催する予定です。

重点的に議論を行うべき3テーマがありまして、①の新興・再興感染症、②の在宅医療、③の救急医療に係ることです。

この救急医療体制ですが、見直しが極めて急務であり、本年度に設置済みの札幌市救急医療体制検討委員会にて議論が複数回重ねられており、今般、この議論の結果を基に中間提言として取りまとめ、本市に申入れをいただいたところでございます。

15ページをご覧ください。

上半分に三角形で示しておりますのが現行の救急医療体制で、平成16年、札幌市医師会様の協力の下、構築されております。患者の症状と緊急性から、初期、2次という入院対応、3次の高度入院対応の3段階に分けて編成しております。

中段の救急医療体制検討委員会における見直しの必要性についてですが、救急搬送困難事案の増加、当番参加医療機関数の減少、また、一部の医療機関への負担集中などの課題があります。そこで、委員会で審議し、抜本的な見直しをしているところです。

17ページをご覧ください。

審議の結果、中間提言として取りまとめたいただいた7項目についてです。

主な項目をご説明いたします。

1項目めは、救急患者情報の見える化システムの導入です。現在は、救急医療現場では

観察による患者情報や当番医療機関との連携は電話でさせていただいておりますが、双方で情報を見える化することで効率化が図れるのではないかとということです。

3項目めは、拠点的な医療機関に対する支援等です。当番日以外でも、24時間365日、診療科を問わず、受入れを行っていただいている医療機関がありますが、それらに対する正式な依頼、支援の体制が必要ではないかとということです。

4項目めは、後方支援体制の整備です。救急搬送後、急性期の治療を終えたものの、継続的な治療が必要となる方については、転院先となる後方支援病院を確保し、急性期の入院病床を確保するシステムが必要ではないかとということです。

なお、この中間提言については、先ほどお示ししました医療計画策定審議の全体に集約され、医療計画策定委員会での審議も経て、最終的にはこちらの協議会へ答申としてお出ししていただく流れとなります。

○事務局（金網生活衛生担当部長） 私からは仮称動物愛護センター整備事業についてご説明いたします。

本事業は、令和元年度の保健所運営協議会で整備方針を説明させていただいておりますけれども、本日は、その後の進捗状況や今後の予定についてご報告させていただきます。

19ページの下段のスライドをご覧ください。

まず、動物管理センターの現状についてです。

現在、動物管理センターは、八軒本所と福移支所の2か所に分かれており、八軒本所では主に事務管理を、福移支所では動物の収容管理や火葬業務を行っているところですが、八軒本所は昭和60年に建てられたこともあり、老朽化が大分進んでおります。

次のスライドをご覧ください。

整備事業の概要です。

今回の整備は、札幌市動物愛護管理推進計画の目標である人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろの実現のための基幹施設として新たなセンターを建設するというものです。今回の整備を機に、火葬機能を除き、八軒本所と福移支所の機能を新センター1か所に集約することとしております。

続いて、新センターの概要です。

施設規模ですが、敷地面積は約2,000平米、延べ床面積は約1,000平米の木造2階建てで、場所は現在の八軒本所に近い中央区北22条西15丁目に移ることとなります。

新センターで強化される機能ですが、市民の利便性向上や動物保護管理機能を強化、充実、動物愛護の拠点化などがあります。

次のページをご覧ください。

整備スケジュールですが、先月から工事に着手しており、2023年度中の供用開始を予定しております。

次に、新センターの特徴についてです。

猫用のプレイルーム、犬用の屋内運動場、多目的ホールなどを新たに整備することで、多くの方にご来場をいただき、動物愛護の拠点となるよう、講習会や市民交流等の推進を図ってまいります。

また、木造建築とすることで従来の殺処分という暗いイメージを払拭するぬくもりのある施設を目指してまいります。そして、道産木材を利用し、地域の木材の消費に寄与するとともに、森林環境譲与税の活用により、札幌市の財政負担も軽減することができております。

市有施設では初めてとなりますZ E B R e a d yの達成も目指しております。

Z E Bとは、従来の建築物と比較し、50%以上の省エネを達成した建築物のことであり、環境に配慮した先進的な施設であるということも積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。

新センターの主な部屋と用途をまとめたものです。

赤色の星印のついた部屋は現センターにはない新たに設けられる部屋であり、こういった新しい機能を十分に活用し、市民啓発や収容動物の管理にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、新センターの図面をご覧ください。

こちらは1階平面図で、左側の矢印が入り口となります。そこから入って左手側、図面では上のほうに動物収容スペースがあります。猫収容室と書かれた赤色の枠の左隅の少し飛び出たところが先ほどご説明した猫のプレイルームとなりまして、センターに来られた方はホールから猫が遊んでいる様子を見ることができるとしてしております。

次のページをご覧ください。

こちらは2階平面図となります。図面の左側の緑色で囲っているところは100人程度が利用できる多目的ホールとなっており、このホールを活用して動物愛護に関する普及啓発を推進してまいりたいと考えております。

○事務局（西尾業務調整担当部長） 新型コロナウイルス感染症対策について説明いたします。

資料の25ページをご覧ください。

左側の第1波から現在の第8波に至るまでの主な対策を時系列にまとめております。

令和2年1月28日に道内で初事例となる中国・武漢からの旅行者の感染が判明したことから、札幌市においても同月30日に感染症対策本部会議を開催し、本格的な新型コロナウイルス感染症対応が始まりました。

相談窓口等の整備を進めていく中で2月14日には市内1例目が確認され、その後はライブバーで集団感染が発生するなど、いわゆる第1波が形成されました。

その後は、感染数がゼロとなる日もありましたが、4月上旬からは複数の医療機関や介護施設で集団感染が確認され、第2波と認知される頃には陽性者の入院調整が逼迫したこ

とから、札幌医科大学の協力により、27ページ上段の画面イメージのように、各医療機関の入院患者数と受入れ可能数の最新データを関係者間で共有し、見える化するCovid Chaserの運用を開始し、さらには、健康観察を補助するツールとして独自に開発された健康観察アプリ「こびまる」の運用も開始しました。

また、PCR検査での検体採取体制を強化するためのPCR検査センターや軽症者の療養先として宿泊療養施設の設置、また、第2波最大のクラスターとなりました茨戸アカシアハイツでの集団感染への対応等のため、全庁の応援職員で構成する医療対策室を設置して累積する課題に順次対応してきたところです。

令和2年11月には冬場のインフルエンザ流行期の検査需要に発熱外来の設置等により備えたところですが、さらに患者数が増加したことから、医療機関や宿泊療養施設など、医療提供を必要とする方をつなぐため、第3波では自宅療養の運用を開始しました。また、感染の主体が英国由来のアルファ株に置き換わった第4波では入院受入れの調整の間に一時的に滞在できる施設として医師、看護師が常駐する入院待機ステーションを廃業したホテルを借りて開設しました。

入院待機ステーションは、その後も場所を替えながら患者数の増減に合わせて開設しております。

資料の27ページの右下の写真はその一例です。

令和3年7月からは、病原性が強いとされるデルタ株へと置き換わった第5波が令和4年1月には非常に強い感染力を有するオミクロン株へと置き換わった第6波となりました。特に、第6波では、新規感染者数が激増し、応援職員の増員を行ってもなお保健所業務に大幅な遅滞が生じたことから、陽性告知や初動の聞き取りを自動化するなど、手法の転換により対応しました。

こういった経緯から保健所業務のアウトソーシングや自動化に向けた見直しが急務となり、療養判定サイトや陽性者登録センター、陽性者サポートセンター、薬局における抗原検査キットの無料配付事業などの取組を進めた結果、医療機関の多大なる協力もあり、第6波の中間の4月頃と比較し、第7波では、1日当たりの新規感染者の最大値が約2.5倍まで急増しましたが、約2分の1の応援職員で対応することが可能となりました。

そうしたさなか、令和4年9月8日付で国からウィズコロナに向けた政策の考え方が示され、9月26日以降は、発生届の対象が、65歳以上など、重症化リスクの高い4類型の方に限定されることとなりました。

最後に、資料の29ページをご覧くださいなのですが、本市においては、第7波において構築した体制を生かしつつ、発生届の対象の有無にかかわらず、自宅療養中の方がより速やかに必要な情報を確認できるよう、右下に記載のウェブリンク集の療養ナビを公開するなど、適時、対応の見直しを行っているところです。今後、爆発的な感染拡大が発生した際も安心して自宅療養していただけるよう、サポート体制の安定的な運用に努めるとともに、重症化リスクの高い方を必要な医療に速やかにつなげられるよう、引き続き体制

を整えてまいります。

○事務局（井上ワクチン接種担当部長） 次に、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事業についてご説明いたします。

資料の31ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンについては、先ほどの説明にもございましたが、令和2年度末からかなり増えてまいりまして、後半からはエッセンシャルワーカーの方を対象に接種が始まりました。そして、令和3年4月から一般市民の方にも接種を行ってきたところです。

今年度は、上期中は主に5月から始まりました60歳以上の方及び18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方を対象とした4回目接種を中心に接種を行ってまいりました。現在は、9月下旬から導入されたオミクロン株対応ワクチンの3回目から5回目接種を中心に接種を進めております。

このオミクロン株対応ワクチンは、初回接種を終えられた12歳以上の方が対象となります。現在、接種を希望される方は、年内に接種を受けられるよう、市民の皆様へ呼びかけを行っております。

参考までに右側には現時点の制度概要を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

33ページをご覧ください。

こちらは、年代別の接種実績となります。

まず、12歳以上の方ですが、初回接種を終えた方は市民全体で85%となっております。また、オミクロン株対応型ワクチンは、現在、約10%となっております。毎日、1万人以上の方が接種を受けられている状況です。ちなみに、昨日は1万5,000人、今日は1万3,000人です、このように多くの方が接種を受けられております。

次に、5歳以上11歳以下の方、6か月以上4歳以下の乳幼児についてです。全国的な傾向と同様に、他の年齢層と比べて接種率が低い状況です。今後もワクチンの効果や副反応に関する情報を提供し、接種を迷われている保護者の皆さんが、正しく適切な情報の下で接種のご判断をいただけるように努めてまいります。その前に保護者世代が接種することが前提となりますので、それについても促進に努めてまいります。

35ページをご覧ください。

こちらは、現在の札幌市内の接種体制です。

現在、市内でオミクロン株対応ワクチンの接種が可能な医療機関は約400か所です。札幌市では、これらの医療機関における接種を中心にしつつ、対象者が多い時期は補完的な役割として集団接種会場を開設しております。これまでの実績としまして、医療機関等にて約380万回、集団接種会場にて約130万回の接種を行っており、比率としては3対1ほどとなっております。

なお、集団接種会場につきましては、現在は表中の5か所となっておりますが、今後、1月には高齢者等の外出が厳しくなるということも踏まえ、1か月と期間は限定いたしま

すが、北区と中央区を除く区民センター8か所で集団接種会場を設置するよう準備を進めております。

最後に、37ページをご覧ください。

札幌市では、北海道と連携し、ワクチン接種に関する広報啓発を展開しております。今後、12月には、地下鉄の中張り広告のほか、地下鉄大通駅構内のデジタルサイネージを利用し、市民の方、特に若い世代の方に対し、冬休みや年末年始の帰省シーズンを迎える前の接種を呼びかけてまいる予定です。

○事務局（山口感染症担当部長） 資料の39ページの上段のスライドをご覧ください。

感染症法の改正法案についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応を受け、国においては、今後の感染症対応の在り方について、本年9月に次の感染症危機に備えるための具体策を示し、10月には関係法令の改正案を臨時国会に提出したところです。

改正法案は30の法律に係る改正となっておりますが、本日はこの改正法案の中から札幌市に特に関連が深い三つの法律の改正案の主な項目についてご説明いたします。

まず、感染症法の改正案の主な項目です。

項目名を太字で下線とした4項目についてご紹介します。

一つ目は、上から4点目の項目の都道府県連携協議会の設置についてです。

この協議会は都道府県が設置するものでありますが、北海道のほか、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者、消防機関等により構成される組織となり、関係者間の連携強化と感染症予防計画に係る協議等を行うものです。これは、令和5年度より施行されます。

次に、上から5番目の電磁的届出等の努力義務等についてです。

札幌市においては、医療機関のご協力の下、全数把握疾患に係る届出や定点医療機関からいただいた患者数報告の情報をシステムに入力し、国に報告しております。この報告システムが既に本年10月31日より刷新されており、HER-SYSと同様に、新型コロナウイルス感染症以外の感染症について、届出を行う医師や定点医療機関の管理者からシステムにより直接報告できるように改修されたところです。

令和5年度からは、感染症指定医療機関や定点医療機関からの患者報告についてはシステムによる届け出等が義務化、それ以外の医療機関からの報告については努力義務と整理されることとなります。

次に、上から7点目の項目の感染症予防計画の策定についてです。

現行法では、都道府県のみ策定が義務化されている感染症予防計画ですが、令和6年度より札幌市を含む保健所設置市等についても策定と運用が義務化されます。また、都道府県予防計画には、国の基本方針に基づき、内容の充実を図り、体制整備の実効性を高めるため、病床、外来、医療人材、検査能力等の確保について数値目標を明記することとなります。

札幌市を含む保健所設置市の予防計画では、検査、患者移送、宿泊・自宅療養、保健所の体制等の内容を盛り込み、検査設備の整備数、保健所職員等の研修・訓練回数等について都道府県の予防計画に示される目標値に沿った数値目標を掲げることが想定されます。

続いて、下から2番目の項目の検査機関等との検査等措置協定についてです。

この制度は、予防計画等に沿った各自治体における感染症危機発生時の検査体制に関し、平時から準備を進めることを前提として、民間検査機関等との協定等を平時に取り交わすことを新たな法定化するものです。実施主体は、都道府県及び保健所設置市等です。

なお、医療体制に関する医療機関等と締結する協定については実施主体が都道府県のみに限られておりますが、いずれも令和6年度より施行されます。

以上が感染症法の改正案のうち、主な項目のご紹介でございます。

続きまして、39ページの下段をご覧ください。

次に、予防接種法に係る事項です。

一つ目は、上から2番目の項目の接種記録の法定化についてです。

これまで、予防接種の接種記録については、法律上の規定がなく、医療機関における診療録の規定に準じて対応していたところです。このたびの法改正で予防接種に係る記録の作成と保存が予防接種の実施主体である市町村等に対して義務化され、令和4年度に施行されます。

最後に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る事項です。

一番下の項目ですが、国が医療関係者に協力要請した場合、歯科医師、臨床検査技師、救命救急士等によるワクチン接種の実施を可能とするほか、歯科医師による検体採取を可能とする規定を追加し、令和7年度から施行される見込みです。

以上、臨時国会に提出された改正法案から特に関連の深いものを抽出し、ご紹介いたしました。いずれも関係各方面の皆様方にご協力をお願いする内容となっております。今後とも感染症危機への備えにつきまして、ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

○今委員長 5分くらいでしゃべっていただきましたけれども、一つで30分ほどかかるようなボリュームのある内容でした。

これから質疑に入りますが、協議会ということで、何かを決める、審議するというわけではありませぬので、皆様からご意見を自由に述べていただきたいと思っております。

それでは、順番に参ります。

第4次札幌市食育推進計画の策定についてからです。

ご意見やご質問は何かございませんか。

○玉腰副委員長 食育推進計画の対象をどのように捉えていらっしゃるのかをお伺いします。あまり狭くしていないといいなという趣旨でのお尋ねです。

○事務局（中目健康企画担当部長） この計画の対象は、お子様からご高齢の方まで、全ての世代を対象としております。

○今委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○今委員長 最後にもお伺いしますので、進めさせていただきます。

次に、札幌市歯科・口腔保健推進計画についてはいかがでしょうか。

○山田委員 私ども歯科医療関係者にとっては、議員提案でできたこの条例ができたことは大変喜ばしいことと感じております。札幌市におかれましては、これまでもいろいろな施策を行っていただいておりますけれども、この条例の制定を踏まえまして、一步踏み込んだ施策の実行をお願いいたします。また、先ほど説明にもありましたけれども、推進会議があるとのことですので。私ども歯科医師関係者のみならず、医療、介護、その他いろいろな職域の方による議論を踏まえ、よりよい推進計画をつくれればよいなと思っております。

○今委員長 当会とても誤嚥性肺炎については大切な問題と捉えておりますので、ぜひ推進していただければと思います。

○事務局(秋野成人保健・歯科保健担当部長) 今、山田委員からご助言をいただきましたように、これを機に私どもとしても札幌市の歯科口腔保健施策にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。一方、私ども行政としての取組だけでは限界があります。歯科医師会をはじめ、各種団体の皆様とともに札幌市全体で生涯を通じた歯科口腔保健施策の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○今委員長 そのほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○今委員長 それでは、救急医療体制の見直し検討に係る中間提言についてです。

何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○今委員長 現在進行形のものですが、我々の業界でも医師の働き方改革が迫られております。しかし、救急医療体制が非常に逼迫するという状況は必ず起こります。それに対応するためにもこの計画をきちんと推進していかなければならないと考えております。中間提言でございますので、何かありましたら後ほどよろしくようお願いいたします。

次に、動物愛護センターの整備事業についてです。

何かございませんか。

篠路のものは残すのですか。

○事務局(金網生活衛生担当部長) 機能を新しいセンターに集約いたしますが、火葬業務だけは篠路に残しますし、施設も残ります。新しいセンターの場所は新川通沿いになりますが、完成したらぜひお越しいただければと思います。

○今委員長 ほかにございませんか。

○玉腰副委員長 犬猫以外の動物に関してはどのような取扱いになるかを教えていただけますか。ペットの幅はかなり広いですね。

○事務局（金網生活衛生担当部長） 基本的には犬猫がメインとなりますけれども、例えば、最後までペットを飼い切れぬ方でどなたかに譲りたいという場合、市のホームページ上に飼い主さがしノートという新しい飼い主を捜せるページを設けており、犬猫以外の動物も対象に加えております。また、ペットを飼っている方だけではなく、ペットショップなどの業者に対しても適切に取り扱っていただくよう、法律に基づいて立入検査等をしておりますので、犬猫以外の動物も併せて見ていくことになるかと思っております。

○玉腰副委員長 生態系への影響はすごく大きな問題だと思いますし、人獣共通感染症の問題についても考えなくてはならないと思っておりますので、情報発信を含め、ぜひご対応をいただければと思います。

○今委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

大変な3年間でした。まだこれからも続くだろうと予想されますが、現在、官房長官は社会を止めないでと言われております。ご意見、ご質問、何でも結構ですが、よろしいでしょうか。

○高橋委員 感染症と救急医療の体制は切っても切り離せないと思っております。毎回、波が来るたび、救急の逼迫が続きまして、これからどうしようかということについて意見がありましたら知りたいなと思っております。

○事務局（柴田医療政策担当部長） 現在、コロナの関係が重点医療機関という指定で入院をお願いしているところです。そのほか、協力していただける医療機関、一般の救急外来におきましては、コロナの陽性の方であっても一旦は受入れをしていただきます。また、発熱外来の医師にも大変お世話になっておりますが、広く協力をいただくことにしております。

○今委員長 効果的、かつ、負担の少ない防御について国では言われております。PPEという言葉がありますけれども、フル白装束で行かなくてもいいということがだんだんと分かってきております。それも含め、発熱外来の裾野を広げていくため、当会も札幌市と協力して普及啓発活動を医療機関に向けても行っている最中です。

とはいえ、今日、道内では、看護師を含め、700人の医療従事者が休んでいるということです。家庭内で感染してしまい、濃厚接触者となる、もしくは、発症しているということにして、診たくても診られない状況が起こっていることも事実でして、歯がゆいところです。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 続きまして、新型コロナワクチンの対応についてです。

小児の接種率が伸びてこないのが難しいところですが、いかがでしょうか。

○玉腰副委員長 ワクチンに対する考え方もいろいろとあるので、難しいとは思っております。

が、啓発イベントは私も関係させていただき、内容は知っているつもりです。でも、このイベントの参加者だけでは効果は絶対になく、そこからどう広げるかが大事だと思いますが、具体的にどんなことをされ、その波及効果をどう把握されているのか、この次にどんな手を打とうと思っているのかについて教えていただきたいと思います。

○事務局（井上ワクチン接種担当部長） 今お話にもございましたけれども、札幌市民に対する呼びかけ自体は、委員に参加していただいたイベント以外に、お母さん向け座談会のほか、札幌大学において、北海道の担当の方と連携し、学生向けにこういう効果があるということを専門の先生から講義をしていただき、学生にワクチンに係る情報を提供しました。このほか、目に触れるところに、先ほどは地下鉄の中づりと申しましたが、手を変え、品を変え、いろいろとやっております。

それ以外で目に触れるものでは、地下歩行空間の集団接種会場の設置があります。実際には地下歩行空間は建物という位置づけではないので、そこを接種会場にはできないのですが、直結しているグランドホテルを活用し、接種会場にしました。

こうしたものが周知啓発活動の代表的なものですが、接種についてはいろいろな考え方がありまして、100%、大丈夫だとは私たちも踏み込めないところがあり、国が出している情報を市民の皆様提供するというので、やってきている状況です。

○玉腰副委員長 打ちたくない人を引っ張って行って打たせることはできないので、難しいのですけれども、ヘジテイトする理由が座談会などで見えてくると、どう解消すると打ちやすくなるのか、あるいは、ヘジテイトしているわけでもなく、ただ面倒くさいだけというのだったら、先ほど言われた地下歩行空間から上に行けば打てるというつくりはすごく上手だと思いますけれども、打ちやすい環境を調えるため、座談会の結果が生きてくるといいなと思っております。

これまでもいろいろな工夫をされていると思いますけれども、引き続きやっていただければと思います。

○今委員長 今の感染のボリュームゾーンは40代、10代、30代、20代ということにして、若年に傾いているところです。当会も西19丁目の交差点のところにデジタルサイネージをつけておりますが、もうちょっと明るく、大きくしたいのですが、騒音の問題がありまして、できません。ただ、当会としてもワクチンを打ってくださいと発信しております。また、この建物の5階の大ホールをワクチン接種会場とさせていただき、医師会としても接種を強力に進めていきたいと考えております。

いろいろな考えがあり、強制は絶対にできませんが、ファクトを出し、患者にご理解をいただいて打っていただくことが必要かと思っております。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 私は小さな診療所をやっているのですけれども、BA.5になってからワクチンの予約が物すごい勢いで入ってしまっていて、12月半ば過ぎまでは全部埋まってしまっ

ている状況です。ノババックスもやり始めましたが、1回目や2回目の若い方がいらっしやって、相当な勢いで埋まっております。ワクチンにはいろいろな種類があり、自分に合ったものを打っていただけるといいますか、選択肢が広がってきておまして、そういう面からも若い方への接種に力を入れていこうと思っております。

○事務局（井上ワクチン接種担当部長） ぜひよろしく願いいたします。

○今委員長 いろいろな疑問があるでしょうし、ワクチンそのものに対する疑問でも結構です。何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、感染症法等の改正に係る対応についてです。

これは、何をどうしようという改正なのでしょうか。

○事務局（山口感染症担当部長） 今、新型コロナウイルス感染症が問題となっておりますけれども、ヨーロッパやアメリカではサル痘などの天然痘に近いウイルスが流行しており、日本でもサル痘の感染が広まるのではないかと、また新型コロナウイルスではない新たな感染症の大きな流行が起こるのではないかとということも想定されております。

最近、道内では養鶏場で鳥インフルエンザ陽性の鶏が確認されましたが、人への感染を防ぐためにも、殺処分などの必要な防疫措置が講じられています。このような新しい感染症に備えるため、感染症法を改正する、次の感染症危機に備えるということです。また、予防接種の記録を保存するなど、関連法律の改正により感染症危機に対応する準備をするということです。

○今委員長 この法律改正に関しては何かございませんか。

○玉腰副委員長 直接関係することではないのですが、お願いしたいことがあります。

今回、コロナで札幌市のシステムが非常に有効に働いて、データをつないで見ていく体制が取れましたよね。先ほどの救急や歯科、感染症、あるいは、ワクチン、副反応など、データをちゃんと整備し、すぐに使えるようにしていただきたい、そういう準備もすごく大事だと思っています。

データを統合できる仕組みをつくれたのは強みだと思いますので、それを生かし、柔軟に、どんなものにも対応できるものがうまくつくれると、これから何かがあってもきちんと対応できるだろうと思いますので、保健所を挙げてやっていただきたいと思います。

○今委員長 DXが加速していくのでしょうかけれども、よろしく願いいたします。

マイナカードなど、いろいろな問題もありますけれども、全体の日本の方向性としては、DX、医療DX令和ビジョン2030などが加速していくのだろうと思います。

そのほか、何でもよろしいですが、何かございませんか。

全体を通してでも構いませんが、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 ご意見等がなければ、本日の議事は全て終了といたします。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（西村健康企画課長） 今委員長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日の会議録は、後日、皆様に送付させていただきますので、内容についてご確認をいただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

以 上